奈良県告示第百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、加守土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十二年六月二十五日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　退任役員の役名、氏名及び住所

理事　高橋　太七　葛城市加守一〇七四

二　就任役員の役名、氏名及び住所

理事　高橋　博美　葛城市加守一〇九〇